

第4条（労働者派遣契約の解除の無効）

（労働者派遣契約の解除の無効）

第四条 第二条第一項第二号に定める事業者（当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けるものに限る。以下この条及び次条第二項において同じ。）の指揮命令の下に労働する派遣労働者である公益通報者が前条各号に定める公益通報をしたことを理由として第二条第一項第二号に定める事業者が行った労働者派遣契約（労働者派遣法第二十六条第一項に規定する労働者派遣契約をいう。）の解除は、無効とする。

1 本条の概要

本条は、派遣労働者である公益通報者が、その派遣先（その役員、従業員等を含む。）に通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、法第3条各号の規定に基づき、当該派遣先、権限を有する行政機関等又はその他の外部通報先に公益通報をしたことを理由として、当該派遣先が行った労働者派遣契約の解除の無効を規定するものである。

2 本条の趣旨

労働者派遣契約は、派遣元事業主と派遣先との間の契約であり、労働者派遣契約の終了が、派遣労働者である公益通報者の雇用関係の終了に直ちに結びつくものではない。

しかし、派遣労働者の場合、派遣先において就業するのは、労働者派遣契約に基づくものであり、労働者派遣契約の終了は、少なくとも、当該派遣先における就業の終了につながることから、実体的に、雇用関係の終了に結びつくことが考えられる。

このため、本条は、公益通報をする派遣労働者の雇用の安定を確保し、本法の実効性を図る観点から、派遣労働者が法第3条各号に定める要件に該当する公益通報をしたことを理由として、派遣先が行った労働者派遣契約の解除を無効とするものである。

本条は、このように労働者派遣契約の解除を制限することにより、派遣労働者の派遣先における就業の安定を図り、もって当該派遣労働者の保護に資するものである。

3 本条の解釈

(1) 「無効とする」

労働者派遣契約は、派遣元事業主と派遣先との間の契約であり、本条は、派遣先が労働者派遣契約を解除した場合に、当該解除の無効を主張できる旨を規定するものである。

また、本条はこれらの行為の違法性を明確化していることから、本条に違反する労働者派遣契約の解除により損害を被った場合には、民法上の債務不履行又は不法行為として、派遣先に対し損害賠償の請求をすることもできる。

○ 参照条文

[参考] 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
（契約の解除等）

第二十七条 労働者派遣の役務の提供を受ける者は、派遣労働者の国籍、信条、性別、社会的身分、派遣労働者が労働組合の正当な行為をしたこと等を理由として、労働者派遣契約を解除してはならない。

（指導及び助言等）

第四十八条 厚生労働大臣は、この法律（第三章第四節の規定を除く。第四十九条の三第一項、第五十条及び第五十一条第一項において同じ。）の施行に関し必要があると認めるときは、労働者派遣をする事業主及び労働者派遣の役務の提供を受ける者に対し、労働者派遣事業の適正な運営又は適正な派遣就業を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2・3 （略）